

公益財団法人那珂川市教育文化振興財団カラー複合機整備仕様書

1. 件名 カラー複合機整備事業

2. 納入場所 那珂川市仲2丁目5番1号 ミリカローデン那珂川内

3. 配置場所 事務局 カラー複合機 1台
図書館内 カラーコピー機 1台+コインベンダー 1台
同 事務所 カラー複合機 1台

4. 期限等 入札期限 令和4年1月26日(水)12時必着
結果通知 令和4年1月30日(日)予定
機器納入期限 令和4年3月20日(日)15時まで

5. 賃貸借契約及び保守契約期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間)

導入契約は、機器毎に一番安価な金額(保守料金を含む3年総額)を提示した業者と契約する。

6. 入札事項

入札書には、本仕様書に記載した全ての要求事項に係る費用を含むこと。

複合機3台の各単価詳細(各オプションの単価も記載すること)

3年間のリース料率/1ヶ月のリース料金/1ヶ月の保守料金/印字種類に応じた1枚の使用料金単価※/設置(梱包材撤去費用等を含む)・撤去費用

※推奨 カラーに係る保守料金単価は、カラー印字率に応じて2段階の単価を定めること。カラー印字率は機器において、自動で認識とする。

上記以外の費用が生じる場合は、使用料金単価に該当する額を含むこと。

7. 複合機等年間利用実績

カラー複合機利用枚数

事務局複合機 70,000枚

図書館コイン式 6,000枚

図書館事務室 8,000枚

8. 推奨機器共通仕様

共通事項(同等もしくはそれ以上)

メモリー 5GB以上

解像度 読み取り解像度:600dpi×600dpi以上

書き込み解像度:1,200dpi×1,200dpi以上

階調数	256階調以上
最大原稿サイズ	A3
用紙サイズ	ペーパーフィーダー・手差し：A3～A6タテ
給紙方式	400枚以上ペーパーフィーダー×4段+手差し
両面ユニット	必須
複写倍率	25%から400%まで1%単位で指定できること
複写濃度	自動及び手動で調整可能であること
スキャナー機能	必須
両面コピー	各用紙サイズで可能であること
自動用紙選択	可能であること
自動原稿読取	50枚以上連続して両面読み取りが可能であること
LANインターフェイス	100BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T
その他	グリーン購入法適合商品であること 国際エネルギースタープログラム適合又は同等以上の効率を有する機種であること (公財)日本環境協会エコマーク認定商品であること カラーに係る保守料金単価は、カラー印字率に応じて3段階の単価を定め、カラー印字率は機器において、自動で認識可能であること ネットワーク回線通信での印刷枚数カウンター検針を行う場合は、入札書に明記し、契約までに担当者と協議を行い許可を得ること BIOS、ファームウェア、メモリー等を確認保護するセキュリティ機能を有していること

推奨機器の個別仕様（同等もしくはそれ以上）

事務局 カラー複合機 1台

- ・連続複写速度（A4ヨコ） 白黒・カラー：40枚/分以上
- ・ファックスの機能を有すること
- ・2トレイ仕分け、シフトソート、ステープル、パンチに対応可能なフィニッシャーを有すること

図書館内 カラーコピー機 1台+コインベンダー 1台

- ・別途コインベンダーを併設し、これによりカラーコピー機を制御できるもの
- ・連続複写速度（A4ヨコ） 白黒・カラー：25枚/分以上

コインベンダーの基本仕様

数量 1台

仕様硬貨 10円、50円、100円、500円

単価設定 10円から990円

最大投入金額 8,800円以上

内訳 10円、50円、100円×30枚以上、500円×8枚以上

(新 500 円硬貨は導入時に対応できなくても可であるが、プログラムや機器の
入れ替えにより費用負担が生じる場合は、予め保守費用に加算すること)

金庫容量 硬貨 1,500 枚以上

釣銭収納量 自動補給 10 円×90 枚以上、50 円、100 円×70 枚以上

図書館事務所 カラー複合機 1 台

・連続複写速度 (A4 ヨコ) 白黒・カラー : 30 枚/分以上

・ファックスの機能を有すること

9. 保守管理等

(1) 受注者 (以下「乙」という。) は、発注者 (以下「甲」という。) が複合機等のサービス利用を円滑に行うために、次の事項を遵守するものとする。

① 甲が常時正常な状態でサービスを受けられるよう、所要の保守点検・調整を行い、また、必要な消耗品等を円滑に供給するものとする。

② 複合機等が故障した場合には、甲からの連絡及び障害時自動通知に基づき、乙の技術員を速やかに派遣し、正常な状態に回復させるものとする。

③ 複合機等の故障が多発し、乙が必要と認める修理、調整 (カラー調整は除く) が月 4 回以上行われかつ甲の業務に支障を来すおそれがある場合は、甲乙協議の上、乙が複合機等を交換するものとする。

(2) 前述の消耗品は、各複合機等まで届けること。

(3) 保守実施時間は平日 9 時から 17 時までとする。

10. 質疑

本仕様書に定めのない事項または本仕様書の内容について質疑が生じた場合は下記の期間にメールにて質疑を行うこと。質疑に対する回答は、後日ミリカローデン那珂川ホームページに公開する。

質疑期間 令和 4 年 1 月 18 日 (火) から 19 日 (水) まで

メールアドレス info@mirika.or.jp

回答 令和 4 年 1 月 21 日 (金) 16 時まで

ホームページ <https://www.mirika.or.jp/>

11. その他

(1) 導入に際して必要な設定は乙が行うこと。

(2) 機器の納品等は担当職員と十分協議の上決定すること。

(3) 搬入に際して発生した梱包材等の不用品は乙が持ち帰ること。

(4) 契約終了後複合機等の撤去等は乙が行うこと。

(5) 本事業の業務遂行の際に知りえた業務上の秘密は、第 3 者に遺漏しないこと。

(指定様式-1-1)

入 札 書
(事務局複合機)

公益財団法人那珂川市教育文化振興財団
代表理事 渡邊 利治

業務名 カラー複合機整備事業

入札金額

事務局複合機

リース料率 _____ %

	万	千	百	拾	円
月額リース料					
月額保守費用					
1枚単価 白黒					/枚
1枚単価カラー段階①					/枚
1枚単価カラー段階②					/枚
設置・撤去費用					

注1 金額欄には消費税抜きの額を記載してください

注2 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記載してください

関連法令及びその他関係書類承知のうえ、上記金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(指定様式-1-2)

入 札 書
(図書館コインベンダー機)

公益財団法人那珂川市教育文化振興財団
代表理事 渡邊 利治

業務名 カラー複合機整備事業

入札金額

図書館コインベンダー機

リース料率 _____ %

	万	千	百	拾	円
月額リース料					
月額保守費用					
1枚単価 白黒					/枚
1枚単価カラー段階①					/枚
1枚単価カラー段階②					/枚
設置・撤去費用					

注1 金額欄には消費税抜きの額を記載してください。

注2 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記載してください。

関連法令及びその他関係書類承知のうえ、上記金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(指定様式-1-3)

入 札 書
(図書館事務所複合機)

公益財団法人那珂川市教育文化振興財団
代表理事 渡邊 利治

業務名 カラー複合機整備事業

入札金額

図書館事務所複合機

リース料率 _____ %

	万	千	百	拾	円
月額リース料					
月額保守費用					
1枚単価 白黒					/枚
1枚単価カラー段階①					/枚
1枚単価カラー段階②					/枚
設置・撤去費用					

注1 金額欄には消費税抜きの額を記載してください。

注2 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記載してください。

関連法令及びその他関係書類承知のうえ、上記金額をもって入札いたします。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(指定様式-2)

誓 約 書

令和 年 月 日

公益財団法人那珂川市教育文化振興財団

代表理事 渡邊 利治

商号又は名称

代表者氏名

印

今般の競争入札に関し、競争導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第十条（※注1）に該当しないことを誓約するとともに、今後とも同法並びに那珂川市暴力団排除条例（平成22年条例第15号）（※注2）を順守することを誓約します。

※注1：競争導入による公共サービスの改革に関する法律（抜粋）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。
四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
五 第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

※注2：那珂川市暴力団排除条例（抜粋）

第5条 市民は、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図って取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。
事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市及び警察署その他関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第6条 市は、公共工事その他市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(指定様式-3)

送信票不要

令和 年 月 日

【送信先】

公益財団法人那珂川市教育文化振興財団
総務課 築地 隆介 宛

質 疑 書

1. 業務名 カラー複合機整備事業

2. 需要場所 福岡県那珂川市仲2丁目5番1号 ミリカローデン那珂川

質 疑 事 項

所在地
商号又は名称
担当者名